

(資料2) 「医療法人会計基準」 試案

## 「医療法人会計基準」試案

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

第1条 医療法第52条の貸借対照表、損益計算書並びに医療法人が作成すべきキャッシュ・フロー計算書及び附属明細表（以下、財務諸表という）の用語、様式及び作成方法は、この基準の定めるところによるものとする。

#### (原 則)

第2条 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書は、医療法人の財政状態、経営成績及び資金の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

- 2 附属明細書は、医療法人の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。
- 3 医療法人が開設する施設の会計については、次の区分に従い処理されなければならない。
  - ① 病院及び診療所に関する会計の処理を行うに当たっては病院会計準則を適用しなければならない。
  - ② 介護老人保健施設に関する会計の処理を行うに当たっては介護老人保健施設会計・経理準則を適用しなければならない。
  - ③ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業に関する会計の処理を行うに当たっては指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則を適用しなければならない。
- 4 同一医療法人の会計単位間での取引により発生した勘定残高は相殺消去し、当該取引により発生した内部利益は除去しなければならない。
- 5 この基準において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

#### (重要な会計方針の記載)

第3条 財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項で、次の各号に掲げる事項は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ③ 固定資産の減価償却の方法
- ④ 繰延資産の処理方法
- ⑤ 引当金の計上基準

- ⑥ 収益及び費用の計上基準
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- ⑨ 消費税等の会計処理方法
- ⑩ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

2 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業に関する損益を独立の区分で記載しない場合には、その処理方法を前項のその他財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しなければならない。

(会計方針変更に関する記載)

第4条 会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。

- 1 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 2 表示方法を変更した場合には、その内容
- 3 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がキャッシュ・フロー計算書に与えている影響の内容

(重要な後発事象の注記)

第5条 貸借対照表日後、当該医療法人の翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

(追加情報の注記)

第6条 この基準において特に定める注記のほか、債権者等の利害関係人が医療法人の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

- 2 土地・建物の無償使用を行っている場合には、その旨を追加情報として記載しなければならない。

(リース取引に関する注記)

第7条 ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合には、次に定める事項を注記しなければならない。

- ① 当該事業年度末におけるリース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び残高相当額（貸借対照表に掲記すべき科目に準じて区分する。）並びに未経過リース料残高相当額（1年以内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分する。）
  - ② 当該事業年度に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
  - ③ 減価償却費相当額及び支払利息相当額の算定方法
- 2 前項の場合において、当該事業年度末におけるファイナンス・リース取引に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産残高（有形固定資産以外の資産をファイナンス・リース取引の対象とする場合には、当該資産の属す

る科目的期末残高を含む。次項において同じ。)の合計額に占める割合が低いときには、取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を、それぞれリース取引開始時に合意されたリース料総額及び当該事業年度末における未経過リース料残高からこれらに含まれる利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法(以下「支払利子込み法」という。)により算定することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リース取引の対象となる資産の属する科目が当該医療法人の事業内容に照らして重要性が乏しい場合において、当該事業年度末における当該科目に係る未経過リース料残高の当該未経過リース料残高及び有形固定資産残高の合計額に占める割合が低いときには、当該科目に係る取得価額相当額及び未経過リース料残高相当額を支払利子込み法により算定することができる。
- 4 当該事業年度末におけるオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料の金額を1年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記しなければならない。ただし、オペレーティング・リース取引のうち、リース期間の中途中において当該リース契約を解除することができるものについては、この限りではない。
- 5 医療法人の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりの金額が少額なもの及びリース期間が1年末満のリース取引については、第1項及び前項の注記を要しない。

(税効果会計の適用)

第8条 法人税その他の利益に関連する金額を課税標準として課される租税(以下「法人税等」という。)については、税効果会計を適用して財務諸表を作成しなければならない。

(税効果会計に関する注記)

第9条 前条の規定により税効果会計を適用したときは、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- ① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
  - ② 当該事業年度に係る法人税等の計算に用いられた税率(以下この条において「法定実行税率」という。)と法人税等を控除する前の当期純利益に対する法人税率等(税効果会計の適用により計上される法人税等の調整額を含む。)の比率(以下この条において「税効果会計適用後の法人税等の負担率」という。)との間に差異があるときは、当該差異の原因となった主な項目別の内訳
  - ③ 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額
  - ④ 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合には、その内容及び影響
- 2 繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合には、当該金額を前項第1号に掲げる事項に併せて注記しなければならない。
  - 3 第1項第2号に掲げる事項については、法定実行税率と税効果適用後の法人税等

の負担率との間の差異が法定実行税率の百分の五以下である場合には、注記を省略することができる。

(退職給付に関する注記)

第10条 退職給付については、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- ① 採用している退職給付制度の概要
- ② 退職給付債務の額、年金資産の額、退職給付引当金の額及びその他の退職給付債務に関する事項
- ③ 退職給付費用の額、勤務費用の額、利息費用の額及びその他の退職給付費用に関する事項
- ④ 割引率、期待運用収益率、退職給付見込額の期間配分方法、過去勤務債務の額の処理年数及びその他の退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(注記の記載方法)

第11条 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載すべき注記は、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な個所に記載することを妨げない。

2 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

(金額の表示単位)

第12条 財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示することができる。

## 第2章 貸借対照表

### 第1節 総 則

(記載方法及び様式)

第13条 貸借対照表の記載方法は、本章の規定に定めるところによる。

2 貸借対照表は、様式第1号により記載するものとする。

(区分)

第14条 資産、負債及び資本は、それぞれ資産の部、負債の部及び資本の部に分類して記載しなければならない。

(科目の配列方法)

第15条 資産及び負債の科目の記載は、流動性配列法によるものとする。

### 第2節 資 产

(資産の分類)

第16条 資産は、流動資産、固定資産及び繰延資産に分類し、更に、固定資産に属する資産は、有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産に分類して記載しなければならない。

(流動資産の範囲)

第 17 条 次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。

- ① 現金及び預金。ただし、1年内に期限の到来しない預金を除く。
- ② 事業未収金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ）
- ③ 未収金（通常の事業活動以外の活動から発生した未収金をいう。）
- ④ 1年内に満期の到来する有価証券
- ⑤ 医薬品
- ⑥ 診療材料
- ⑦ 給食用材料
- ⑧ 消耗品、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの
- ⑨ 前渡金（医薬品、診療材料等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ）
- ⑩ その他の資産で1年内に現金化できると認められるもの

第 18 条 前払費用で1年内に費用となるべきもの及び未収収益は、流動資産に属するものとする。ただし、前払費用で当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、固定資産のうち、その他の資産に属する資産として掲記することができる。

第 19 条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産に属するものとする。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で貸借対照表日後1年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(流動資産の区分表示)

第 20 条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 現金及び預金
- ② 事業未収金
- ③ 有価証券
- ④ 医薬品
- ⑤ 診療材料
- ⑥ 給食用材料
- ⑦ 貯蔵品
- ⑧ 前渡金
- ⑨ 前払費用
- ⑩ 繰延税金資産
- ⑪ その他

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する資産で、別に表示することが適當であると認められるものについて、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記することを妨げない。

第21条 第20条第1項第11号の資産のうち、未収収益、短期貸付金、役員若しくは従業員に対する短期債権又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(流動資産に係る引当金の表示)

第22条 流動資産に属する資産に係る引当金は、当該各資産科目に対する控除科目として、当該各資産科目別に貸倒引当金ないしはその他当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、次の各号に掲げる方法によることを妨げない。

- ① 当該引当金を、当該各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法
- ② 当該引当金を、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する方法

2 前項第2号の場合において、当該引当金は当該各資産科目別又は一括して注記しなければならない。

(手形受取額の注記)

第23条 医業未収金及び未収金のうち、手形受取額がある場合には、それぞれその金額を注記しなければならない。

(有形固定資産の範囲)

第24条 次に掲げる資産は、有形固定資産に属するものとする。

- ① 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備
- ② 構築物
- ③ 医療用器械備品 ただし、耐用年数が1年以上のものに限る
- ④ その他器械備品 ただし、耐用年数が1年以上のものに限る
- ⑤ 自動車その他の陸上運搬具
- ⑥ 船舶及び水上運搬具
- ⑦ 放射性同位元素
- ⑧ 土地
- ⑨ 建設仮勘定（前各号に掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。以下同じ。）
- ⑩ その他の有形資産で流動資産又はその他の資産に属しないもの

(有形固定資産の区分表示)

第25条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 建物（その付属設備を含む。以下同じ。）

- ② 構築物
- ③ 医療用器械備品
- ④ その他器械備品
- ⑤ 車両及び船舶
- ⑥ 放射性同位元素
- ⑦ 土地
- ⑧ 建設仮勘定
- ⑨ その他

2 第20条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第26条 前条第1項第9号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。  
(減価償却累計額の表示)

第27条 建物、構築物、医療用器械備品、その他器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素又はその他有形固定資産に対する減価償却累計額は、次条の規定による場合の外、当該各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって掲記しなければならない。ただし、これらの固定資産に対する控除科目として一括して掲記することを妨げない。

第28条 建物、構築物、医療用器械備品、その他器械備品、車両及び船舶、放射性同位元素又はその他有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。この場合においては、当該減価償却累計額は当該各資産科目別又は一括して注記しなければならない。

(無形固定資産の範囲)

第29条 営業権、借地権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第30条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 借地権
- ② ソフトウェア
- ③ その他

2 第20条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第31条 前条第1項第3号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

第32条 各無形固定資産に対する減価償却累計額は、当該無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

(その他の資産の範囲)

第33条 次に掲げる資産は、その他の資産に属するものとする。

- ① 流動資産に属するもの以外の有価証券
- ② 長期貸付金
- ③ 前各号に掲げるものの外、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属するもの以外の長期資産

第34条 前払費用で、第18条に規定するもの以外のものは、その他の資産に属するものとする。

第35条 繰延税金資産で、第19条に規定するもの以外のものは、その他の資産に属するものとする。

(その他資産の区分表示)

第36条 その他資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 有価証券
- ② 長期貸付金
- ③ 役員又は従業員に対する貸付金
- ④ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
- ⑤ 長期前払費用
- ⑥ 繰延税金資産
- ⑦ 繰延消費税等
- ⑧ その他

2 第20条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第37条 前条第1項第6号の資産のうち、1年内に期限の到来しない預金又はその他の資産で、その金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

(その他資産に係る引当金の表示)

第38条 第22条の規定は、その他資産に属する資産に係る引当金について準用する。

(役員に対する金銭債権の注記)

第39条 役員との間の取引による役員に対する金銭債権は、その総額を注記しなければならない。

(繰延資産の範囲)

第40条 創立費、開業費及び開発費は、繰延資産に属するものとする。

(繰延資産の区分表示)

第41条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

- ① 創立費
- ② 開業費
- ③ 開発費